

# 【子どもの居場所】 放課後子ども総合プランに基づく取組

---

子育て支援部 児童青少年課  
教育部 社会教育課

## 放課後子ども総合プランの考え方

①小1の壁の打破、②次代を担う人材の育成、の2つの課題への取組として、「放課後対策の総合的な推進」が掲げられた。

子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況（いわゆる「小1の壁」）を打破する必要

共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるようにする必要

### 放課後対策の総合的な推進

#### 放課後児童クラブの拡充

- ・ 令和元年度末までに約30万人分を新たに整備
- ・ 開所時間の延長促進
- ・ 女性の活躍推進等による担い手の確保

#### 放課後子供教室の拡充

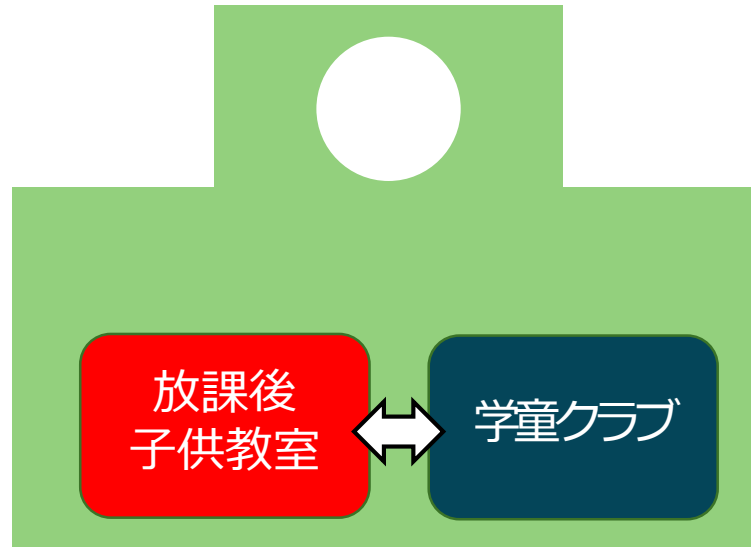
- ・ 全ての児童を対象とした学習支援・多様なプログラムの実施
- ・ 大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進

一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備

# 学童クラブと放課後子供教室の一体型・連携型とは

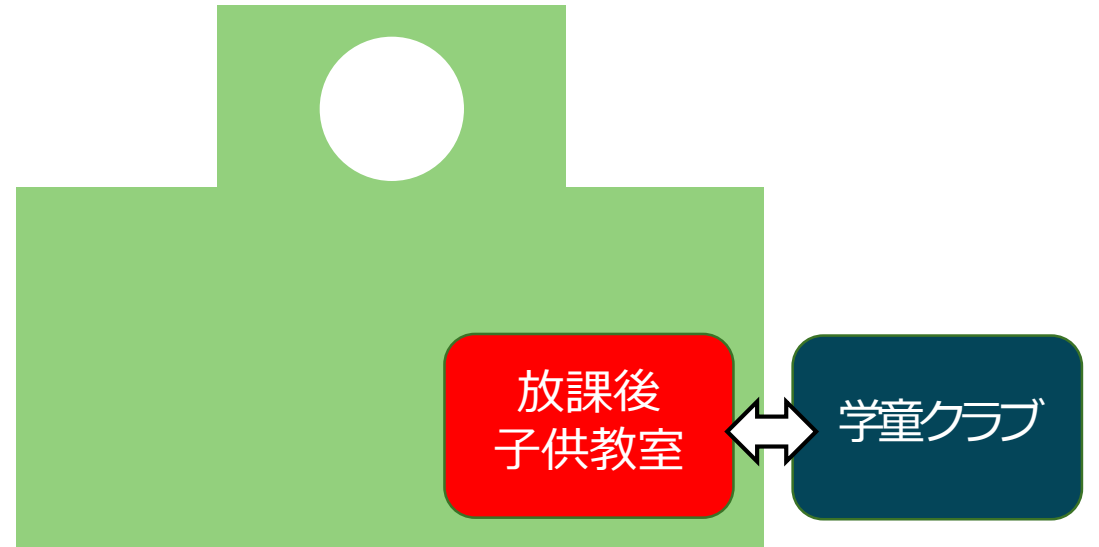
## <一体型>

同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通のプログラムに参加できる。



## <連携型>

学童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに、学童クラブの児童が参加する。



## 「次世代育成支援対策推進法に基づく西東京市行動計画実施計画」に基づく取組

放課後子ども総合プランに基づき、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる体制の整備を計画的に進め、子育て支援環境のさらなる充実を図ることを目的として策定。

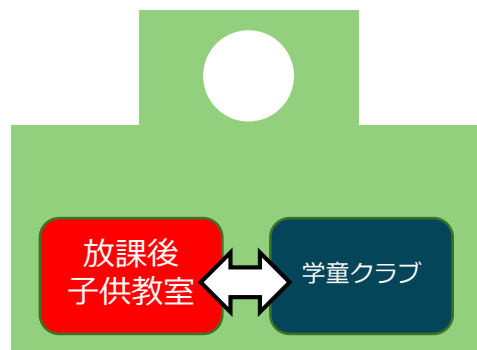
- (1) 一体型又は連携型の放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子供教室の令和元年度に達成されるべき目標事業量  
⇒令和元年度までに一体型7箇所、連携型2所（合計9箇所）の整備を目指す。

- (2) 放課後子供教室の令和元年度までの整備計画と整備状況

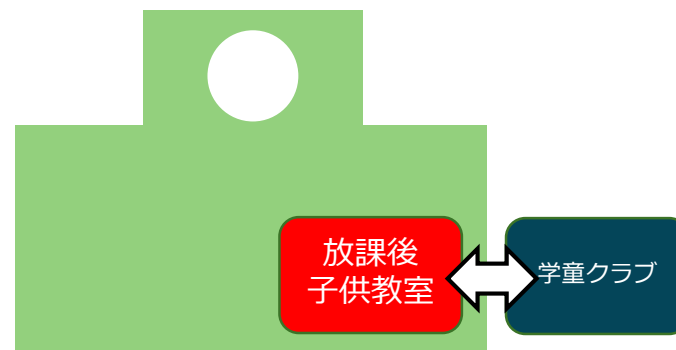
区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
整備計画	一体型開始数	0	+2	+1	+2	+2
	連携型開始数	0	+1	+1	0	0
	⇒実施数（計画）	0	3	5	7	9
整備状況	一体型開始数	0	+2	+2	+1	
	連携型開始数	0	+1	0	+1	
	⇒実施数（実績）	0	3	5	7	

# 西東京市の学童クラブと放課後子供教室との連携状況（平成30年度末時点）

<一体型>



<連携型>



小学校	主な学童クラブ	開始時期
<b>住吉</b>	住吉	H28.10
<b>東</b>	東	H29. 1
保谷第二	保谷柳沢第二	H29.10
けやき	けやき	H29.10
谷戸第二	谷戸第二	H30.10

小学校	主な学童クラブ	開始時期
<b>芝久保</b>	北芝久保 (芝久保地区会館内)	H28. 9
保谷第二	保谷柳沢 (保谷柳沢児童館内)	H29.10
けやき	けやき第二 (西原北児童館内)	H29.10
谷戸第二	谷戸 (単独設置) 北原 (北原児童館内)	H30.10
<b>中原</b>	ひばりが丘第一 ひばりが丘第二 (ひばりが丘児童センター内)	H30.10

- ※ 太字は、一体型のみ／連携型のみ放課後子供教室実施校。
- ※ 双方の表に名前のある実施校は、当該校の児童が通う学童クラブの設置場所が学校内と学校外にあるもの。

## 新・放課後子ども総合プランの策定（平成30年9月）

国（厚生労働省・文部科学省）は、これまでの「放課後子ども総合プラン」の進捗状況、児童福祉、教育分野における施策の動向を踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるために策定。

新・放課後子ども総合プランに基づき、令和5年度までの市の行動計画を策定する必要がある。

### <盛り込むべき内容>

- (1) 放課後児童クラブ（学童クラブ）の年度ごとの量の見込及び目標整備量
- (2) 一体型又の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量
- (3) 放課後子供教室の令和5年度までの実施計画
- (4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- (6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- (7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- (8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- (9) 各放課後児童クラブがその役割をさらに向上させていくための方策
- (10) 放課後児童クラブがその役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等